

農薬別の水質調査結果（愛知県実施分）

（単位：mg/L）

区分	農薬名	測定結果 (最大値)	指針値		
			水濁指針値 ※注1	水産指針値 ※注2	
殺虫剤	エトフェンプロックス	<0.001	0.82	0.0067	
	クロチアニジン	<0.001	2.5	0.028	
	ペルメトリン	<0.001	1	0.0017	
殺菌剤	アゾキシストロビン	<0.001	4.7	0.28	
	イミノクタジン酢酸塩及びイミノ クタジンアルベシル酸塩	<0.001	0.06	0.027	
	チオファネートメチル	<0.001	3	1	
	チフルザミド	0.001	0.37	1.4	
	テブコナゾール	<0.001	0.77	2.6	
	トルクロホスメチル	<0.001	2	—	
	ヒメキサゾール又はヒドロキシイ ソキサゾール	<0.001	1	28	
	フルキサピロキサド	<0.001	0.55	0.29	
	ペンシクロン	<0.001	1.4	1	
	ホセチル	<0.02	23	28	
	除草剤	アシラムナトリウム塩又はアシ ュラム	<0.001	10	90
		カフェンストロール	<0.001	0.07	0.02
シクロスルフアムロン		<0.001	0.8	0.035	
植物成長 調整剤	トリネキサパックエチル	<0.001	0.15	57	

注1:水濁指針値は、指導指針に別表として掲げる項目及び農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準(公共用水域の水質汚濁が原因となり、人畜に被害が生じることを防止するための基準)の10倍値。

注2:水産指針値は、農薬取締法第4条第1項第8号に基づく水産動植物被害に係る農薬登録基準(水産動植物に被害を生じることを防止するための基準)の10倍値。